

近世後期在町における豪商の形成と發展過程

— 備後府中・延藤家の分析 —

中山富広

一、はじめに

本稿の目的は、近世後期に福山領内の在町府中市を拠点として發展した前期的資本家延藤家の経営形態と、幕末期にいたるまでの發展の諸圃期をあきらかにしようとするものである。先学の研究にあきらかなように、宝暦〜天明期を圃期として農民の小商品生産が展開し、それにもなって「豪農」層が成立し、また全国各地においても在町の發展などの事実がみられることが指摘されており、瀬戸内海地域とくに山陽筋においてもこれらの事實は承認されたものとなっている。¹⁾ここで分析の対象となる延藤家も宝暦期を圃期として上昇していく商人であり、その意味でもっとも典型的な新興商人であらう。

ところで近世後期の山陽筋における従来の豪農・豪商層の経

営分析に目をむけると、塩田地主や地主豪農層の経営分析に集中しており、城下町や港町の「都市」商業資本の経営分析は、残存史料の制約もあって、皆無に等しいといつてよい。同様に延藤家に関しても経営の分析はなされておらず、わずかに幕末期の動向と土地集積の過程が紹介されているにすぎない。²⁾

一方、幕藩制的市場構造の変動のなかで、都市商業資本とくに三都商業資本が天保期以降にその存立基盤を失ない、著しく動揺することがあきらかにされている。それでは地方の在町における商業資本はどのような経営動向をたどったのか、たとえば天保期以後、三都商業資本と同じように経営の破綻をきたしたのであらうか。そこで本稿の第一の課題はその前提作業として、在町府中市の延藤家の経営の構造と前期的資本の蓄積過程と蓄積基盤の特質をあきらかにし、地方「都市」資本の動向に

ついで考えておきたい。

「近年同姓ノ家数々難アリ、其難毎ニ我家ニ連及す家門ノ安危実ニ測ル可ラザルノ勢アリ」と明治初年に述懐されているように、とくに天保期以降の分家店を視野にいとると、延藤家はその発展性ばかりでなく経営内部に危機をはらんでいたことが推測される。そこで延藤家の経営発展・危機の一つの所産として、帳合法の変化と店制・家制「改革」を発展過程のなかに位置づける、これが第二の課題である。

なお延藤家には、都市下層民の問題を含んだ貸家経営、港町尾道への出店・菅屋の経営動向、備後棉作地域における商人地主など、都市・商品流通・地主制論の重要な問題が残されているが、これらは今後の課題としたい。

二、前期的資本の蓄積過程とその基盤

(1) 前史と発展の段階

宝暦期より商業を営み、天保期にはあいつく献金によって福山藩御用達筆頭となった豪商延藤家の前史は、その宝暦と天明期以降の発展性とはきわめて対照的であり、興味深いものとなっている。まず年表形式でその主要な前史を列挙してみよう。

元禄初年前後 芦田郡行藤村庄屋もとに「せ家」(絶家)

のため納屋住い

元禄四年(一六九二) 羽賀又八郎(庄屋四男)の下人と

して行藤村より同郡目崎村新開へ移住

元禄十六年(一七〇三) 羽賀家より分家し「百姓相勤」

享保十年代後半(一七三一〜三四) 「不仕合ニ付……家

屋敷田畑山林売払、再び納屋住い

寛保・寛延頃(一七四一〜五〇) 府中市へ流入し奉公す

行藤村は府中市と上下代官所のほぼ中間に位置する山間部で、そこで本百姓から潰百姓へ転落し、その後芦田川をはさんだ府中市の対岸に開発された目崎村新開に下人として入植したことがわかる。元禄十六年に分家を認められたさい、三反の畑地を分与してもらい、再没落の直前には四反六畝の畑地を所持していた。ここでの再没落の原因は棉作にあったと考えられる。目崎村の当時の畑方棉作の作付率は不明であるが、府中近辺では棉作が定着し、軌道にのりはじめた時期であった。⁽⁵⁾ 延藤家の詳細はわからないが、綿の不作あるいは綿取引の失敗などによって大きな打撃をうけたのであろう。いずれにしても「百姓」延藤家は享保・元文年間に農民的小商品生産の波にのりきれずに没落し、在町府中市に流入していったのであった。

ところで十八世紀における府中市の人口増減をみると、宝永

単位：銀仟

銀				有 銀	総 計	預り銀 (総計に対する百分率)	期末総資本 (天明8～寛政4を100とする) の指数
諸問屋 貸付	差配人 受引	証文帳 手形帳	計				
101,484 (33.6)		72,930 (24.2)	215,008 (71.3)	55,405 (18.3)	301,305 (100)		301,305 (100)
63,652 (17.2)		155,885 (42.1)	270,222 (73.0)	31,349 (8.4)	369,731 (100)	△764 (0.2)	368,934 (122)
18,780 (4.0)		119,319 (25.8)	304,594 (65.9)	68,132 (14.7)	461,627 (100)	△2,906 (0.6)	458,720 (152)
58,456 (11.0)		237,335 (44.7)	354,438 (66.8)	74,371 (14.0)	530,245 (100)	△280 (0.0)	529,964 (176)
63,188 (10.4)		278,043 (45.9)	408,871 (67.5)	114,637 (18.9)	605,396 (100)	△10,844 (1.7)	594,552 (197)
177,117 (19.7)		393,908 (43.8)	715,412 (79.6)	92,146 (10.2)	898,172 (100)	△2,627 (0.2)	895,545 (297)
245,812 (19.1)		654,734 (50.9)	1,048,426 (81.6)	70,042 (5.4)	1,284,622 (100)	△76,993 (5.9)	1,207,629 (400)
7,264 (0.4)	31,468 (1.7)	1,231,904 (68.7)	1,662,991 (92.7)	45,208 (2.5)	1,792,688 (100)	△529,098 (29.5)	1,263,594 (419)
7,533 (0.3)	201,498 (9.4)	1,285,795 (60.5)	2,039,832 (95.9)	35,300 (1.6)	2,125,142 (100)	△641,943 (30.2)	1,483,199 (492)
1,540 (0.0)	284,280 (10.7)	2,107,644 (79.7)	2,578,744 (97.5)	4,835 (0.1)	2,644,456 (100)	△746,818 (28.2)	1,897,638 (630)
29,805 (0.8)	1,068,491 (29.3)	2,146,155 (58.9)	3,586,400 (98.5)	19,467 (0.5)	3,639,892 (100)	△1,252,851 (34.4)	2,387,041 (792)
337,368 (6.4)	1,573,140 (30.0)	1,705,953 (32.5)	4,963,340 (94.7)	58,510 (1.1)	5,239,475 (100)	△1,713,545 (32.7)	3,525,930 (1,170)
701,858 (10.2)	1,083,452 (15.8)	2,170,618 (31.8)	5,904,291 (86.5)	368,017 (5.3)	6,820,051 (100)	△255,666 (3.7)	6,564,645 (2,179)
920,911 (11.0)	720,498 (8.6)	2,016,497 (24.1)	7,146,183 (85.7)	778,413 (9.3)	8,332,993 (100)	△295,392 (3.5)	8,037,601 (2,668)
845,915 (8.7)	490,072 (5.0)	1,937,208 (20.0)	8,918,688 (92.0)	297,852 (3.0)	9,684,452 (100)	△546,332 (5.6)	9,137,370 (3,033)

- 4) 貨幣財産として、有銀のほかにも両替銀があるが表記していない。
- 5) 史料記載の数値をそのまま採用したので、総計ー預り銀＝期末総資本とならない箇所もある。
- 6) 各年度「算用帳」・「書抜帳」・「勘定帳」・「年々算用写」による。

近世後期在町における豪商の形成と発展過程

表1 期末における主要資本の構成と推移（1か年平均値）

	商 品			貸 付				
	米	綿	計	分 家・店 方		質 方	口入銀	
				貸 方	諸貸銀			
↑ 形 成 期 ↓	天明8 ～寛政4	7,975 (2.6)	20,469 (6.7)	30,926 (10.2)			38,354 (12.7)	
	寛政5 ～寛政9	38,176 (10.3)	27,774 (7.5)	68,171 (18.4)		160 (0.0)	45,065 (12.1)	2,000 (0.5)
	寛政10 ～享和2	42,094 (9.1)	42,364 (9.1)	88,900 (19.2)		12,900 (2.7)	52,301 (11.3)	100,800 (21.8)
	享和3 ～文化4	39,381 (7.4)	56,710 (10.6)	101,436 (19.1)		1,605 (0.3)	56,325 (10.6)	
↑ 發 展 期 (Ⅰ) ↓	文化5 ～文化9	35,504 (5.8)	41,759 (6.8)	81,648 (13.4)	11,760 (1.9)	19,071 (3.1)	36,303 (5.9)	
	文化10 ～文化14	21,195 (2.3)	63,904 (7.1)	85,959 (9.5)		13,508 (1.5)	61,348 (6.8)	68,738 (7.6)
	文政元 ～文政5	63,954 (4.9)	83,321 (6.4)	150,438 (11.7)	14,974 (1.2)	33,327 (2.5)	28,126 (2.1)	62,240 (4.8)
↑ 發 展 期 (Ⅱ) ↓	文政6 ～文政10	31,557 (1.7)	34,041 (1.8)	74,422 (4.1)	229,855 (12.8)	75,010 (4.1)		
	文政11 ～天保3	34,131 (1.6)	8,236 (0.3)	45,383 (2.1)	434,787 (20.4)	53,860 (2.5)	31,125 (1.4)	
	天保5 ～天保10	16,055 (0.6)	15,107 (0.5)	48,468 (1.8)	134,607 (5.0)	25,261 (0.9)	4,436 (0.1)	
	天保11 ～弘化元	5,961 (0.1)	19,050 (0.5)	27,218 (0.7)	237,993 (6.5)	36,621 (1.0)		
	弘化2 ～嘉永5	5,070 (0.0)	2,002 (0.0)	14,160 (0.2)	523,354 (9.9)	64,111 (1.2)	36,407 (0.6)	8,167 (0.1)
↑ 幕 末 期 ↓	安政3 ～万延元	9,462 (0.1)	10,730 (0.1)	24,281 (0.3)	520,690 (7.6)	361,413 (5.2)		199,594 (2.9)
	文久元 ～元治元	11,297 (0.1)		12,319 (0.1)	912,620 (10.9)	864,522 (10.3)		737,537 (8.8)
	慶応元 ～明治元	35,655 (0.3)		41,295 (0.4)	1,284,730 (13.2)	1,739,562 (17.9)		1,359,028 (14.0)

註1) 綿には実綿・繰綿・木綿を含む。

2) 商品にはそのほか、煙草・干鰯・油・雑穀・材木・砂糖などがあるが表記していない。

3) 貸付銀には、尾道引請銀・その他（大福帳など）があるが表記していない。

八年(一七一一)に一八七九人、文化六年(一八〇九)に二七二五人と、周辺の村方や福山城下町や柄などと比較して著しい増加をみせている。ちなみに十年後の文政元年(一八一八)が二七〇四人であるから、十八世紀における府中市への農民流入の様子がうかがえる。延藤家もこの流入(土地離脱)農民の一人だったのであり、その後府中市で奉公を終え、借家住いをしてながら小商いはじめたのである。商人としての活動を開始する宝暦期の延藤家の事例は、同時に延藤家のような店借小商人であってもわずかの才覚と資金をもつてすれば上昇するような、そういう在町府中市の発展をも示しているといえよう。

つぎに延藤家の豪商としての発展の段階を示せば、つぎのように四段階に分けることができる。(一)天明文化初年(形成期)、(二)文化初年(文政前期(発展期(Ⅰ))、(三)文政後期(嘉永年間(発展期(Ⅱ))、(四)幕末期。

(一)天明文化初年 この段階は表1によると、商品(商品取引資本)、質方、有銀の占める割合がほかの段階と比べて高く、寛政末期より口入銀(領主金融)が開始されることが注目される。また一年ごとの期末総資本は増加率がきわめて不安定で、減少している年度もあるが、この時期は物価低落傾向にあるが、したがって実質総資本高の増加は高かったといえよう。

(二)文化初年(文政前期) 質方営業の比重が低下していることが特徴であり、総貸付銀高にいっそうの伸びがみられ、文政年間にはいると期末総資本は銀一〇〇〇貫に達するようになる。また年間収支の面からみると、藩よりの利銀と商品売上利の収入割合が比較的高いことが注目される。

(三)文政後期(嘉永年間) 表1からは商品取引資本の低下が想定される。また分家店への本格的な融資と差配人取次による貸付が開始される。そしてそれにともない貸付銀が全体の九割をこえ、逆に有銀の減少すなわち資金の回転率が高くなっていることが指摘できる。またこの段階の収入を検討すると、商品売上利の低下と利銀の増大がみられる。そして表1に示したように期末総資本も安定的に増大し、弘化年間には銀三〇〇〇貫を突破する。

(四)幕末期 商品取引資本の機能が低下もしくは廃止され、分家店への貸付が増加し、また領主金融など利銀回収が保証されるに「不良資本」も増大する。年間収入については、米価の高騰によって小作米銀収入の比率が増し、利銀が相対的に低下している。また期末総資本も激増し九〇〇〇貫に達しているが、物価の上昇率を考慮すると、実質期末総資本高の伸びはきわめて緩慢であったといわなければならない。

近世後期在町における豪商の形成と発展過程

表 2 延藤家天明9年酉正月算用帳

2,645	米 115 俵	向ノ蔵
28	こさ引とうし16枚	
450	川竹4俵 (川筋綿竹印)	
50	たはこ	
80	稗4石10俵	
405	あか27俵	
33	いわし23俵	
132	古干か合22匁	
40	さしき2俵	
380	長崎36俵	
84	さね10俵 140 目	
2,400	繰綿12俵	せと蔵之分
140	ミ綿4,600目	
11,000	繰綿買綿之分57俵	
50	くす1かます7 目	
1,150	米50俵	
115	米5俵	見せニ
585	もめん90反	
10	おない壱分なわ	
23,740	銀	有銀
600	広札	
100	札	
250	銭	
16,074	金子 292 両1歩	
30,235	小質合	質方
1,940	石物質	
1,000	古掛当	貸銀
111,700	銀帳	
85,000	問屋久三郎	
290,419	総計 (原史料総計 290,500)	

(2)商品取引資本

奉公人より脱却し、母の蓄えた正銀三〇〇目を加えた若干の元手をもって商業を開始したとされる延藤^{初代}吉兵衛は、宝曆十年(一七六〇)に屋敷を購入するまでになり、本格的な商業活動にはいった。しかし宝曆・明和期の商事営みが判明しないので、表2としてあげた天明九年(一七八九)の算用帳をもとに、まず天明年間の商業活動を検討しておこう。

「向蔵」「せと蔵」「見せ」に米一七〇俵をはじめとして、実

綿・繰綿・木綿(反物)・干鯛・たばこ・雑穀などが置かれていた。店卸し総額二九〇貫余のうち、これらの商品額はおよそ二〇貫にすぎないが、延藤家が商品取引の機能を有していたことはあきらかである。また五カ年ごとの平均値で主要資本の構成と推移を示した表1によれば、商品の占める比率は後年と比較してずっと高く、天明期以前には商品取引資本としての機能が重要な位置を占めていたと考えられる。

つきに形成期におけるおもな商品取引ルートを考えてみると、米

については、

一字和島米 (備中笠岡)
胡屋定左衛門

合式百四拾五石 代式拾貫目⁽⁷⁾

一御蔵米三百俵 柄出来屋六郎兵衛

買米預ケ 代五貫百六拾六匁五分⁽⁸⁾

とあるように、港町などで他国米や蔵米を積極的に購入し、米問屋に販売していたと思われる。なお米の取扱いは発展期(Ⅰ)にはいると後述するように利銀としての領主払下げ米と蔵米購入が、発展期(Ⅱ)以降は小作米が主流となる。

繰綿は福山・府中近辺で買付けたものがほとんどである。一例を示すと、

一繰綿五百式拾俵 福山買置分

代七拾七貫式百四拾目

一同九拾八俵 府中買綿

代拾貳貫七百四拾目⁽⁹⁾

また千鶴は港町柄や広島藩領尾道から仕入れていたが、とくに尾道で買入れていたらしい。文化元年(一八〇四)の例をとると、

一角田糸魚川百拾四袋 尾道住屋伝七預ケ

一庄内千賀三拾四俵 灰屋次郎左衛門^(尾道)

一庄内千賀拾五俵 灰屋口⁽¹⁰⁾

とあり、延藤家はこのようにして仕入れた千鶴を府中近辺の農民に前貸しをおこなっていた⁽¹¹⁾。そしてその前貸しによって、さらに米や麦、実綿などを入手したのであろう。

発展期(Ⅰ)にはいっても、商品取引資本の全体に占める位置はかわっていない。すなわち表1によると、商品在庫額はなおも全体のほぼ一割を維持し、取扱品目をみると形成期と同様に、米・綿類をはじめとして雑穀・千鶴・たばこ・油・鉄など多岐にわたっている。しかし主要収入銀の構成比と収支差引を示した表3によって、商品の売上利(売損を差引いた売上純益ではない)をみると、文化十四年(一八一七)と文政二年(一八一九)の三年間は一%以下に低迷しており、翌文政三年(一八一八)と回復するものの、このことは商品取引資本の発展期(Ⅱ)以降の低迷ぶりを暗示しているといえる。

さて発展期(Ⅱ)以降の商品期末有高とその比率は年々減少していく傾向にある(表1)。とくに比率をみると著しく減少し、天保十一年(一八四〇)からは一%をわるようになる。これはおそらく延藤家が商品取引資本としての機能を急速に失ないつつあったと断定してよいであろう。

綿の売上純益についてみると、前述したように発展期(Ⅰ)の

近世後期在町における豪商の形成と発展過程

表 3 主要収入銀の構成比と収支差引

年 代	収入銀	内 訳 比 率					収支差引
		利 質 方 方	藩より の利銀	商品の 売上利	小作米 銀収入	その他	
文化 7	67,622	43.4	35.4	4.5	12.0	4.7	56,181
8	80,410	53.7	29.7	3.5	9.9	3.2	56,460
10	106,837	41.1	16.1	19.3	8.4	13.1	63,518
11	107,853	50.0	24.6	15.7	7.9	1.8	△56,234
12	141,571	35.0	51.6	4.6	6.9	1.9	125,239
13	122,767	42.3	42.4	6.9	6.6	1.8	96,453
14	135,915	50.2	31.8	0.6	7.3	10.5	104,771
文政元	123,885	56.5	24.8	0.1	8.4	10.2	53,808
2	133,128	71.4	20.1	1.0	6.2	1.3	107,325
3	151,935	55.0	18.4	18.8	5.4	2.4	△152,000
4	107,592	81.6		0.5	9.7	8.2	71,351
5	91,844	78.3		5.2	11.7	4.8	32,459
6	112,059	68.1		10.6	13.3	8.0	60,233
7	135,769	75.4	3.9	1.7	10.8	8.2	57,505
8	145,249	72.4	3.0	6.9	11.4	6.3	64,339
9	150,694	76.8	4.3	0.0	12.7	6.2	66,730
10	142,296	72.2	1.9	5.2	13.0	7.7	48,095
11	138,033	81.4	0.5	0.9	12.9	4.3	57,890
12	154,988	77.9		1.2	15.0	5.9	68,671
天保 3	170,111	80.8		0.1	14.7	4.4	90,732
6	193,190	81.4		0.2	13.6	4.8	△7,654
7	174,130	82.5		4.0	9.5	4.0	117,084
10	223,292	76.8	0.3	1.4	18.0	3.5	76,037
12	247,478	83.8	0.5	5.3	7.2	3.2	175,836
14	278,344	88.2	0.4	1.0	8.2	2.2	174,859
弘化 2	301,588	88.4	0.6	0.1	9.4	1.5	159,073
3	360,368	89.5	1.0	0.3	7.9	1.3	112,700
安政 5	528,272	67.2	2.4	0.9	28.6	0.9	69,371
6	499,998	73.2	2.6	0.2	20.7	3.3	391,272
万延元	560,953	75.0	2.3	0.1	20.9	1.7	377,677
文久元	546,343	70.6	2.5	0.6	25.9	0.4	356,056
3	649,271	73.3	2.5		23.9	0.3	510,300
慶応元	729,492	69.0	1.4	1.3	27.1	1.2	505,085
3	759,390	53.0	2.9		43.1	1.0	△26,301

註1) 土地売買代および帳簿上の形式的な収支は除外した。

2) 典拠は表1に同じ。

末期より売損の年が多くなり、文化十四年からの三カ年はそれぞれ、一二貫、七貫、七貫六〇〇匁の売損となっている。その後文政年間の後半には回復するが、天保期にはいるとふたたび低迷する。売上純益が判明する天保期の六カ年を総合すると、売上純益は五貫四四三匁の売損となっている。これらの現象は

「下作方々正綿受取来り候処、近来売直段間損多く加地子勘定欠ケニ相成候」といわれたように、綿価格の下落に端を発していた。このような状況のなかで、延藤家については万延元年（一

八六〇）からは綿の取扱を中止している。また重要な取扱品目である米については、弘化二年（一八四五）に一〇六貫余の売損をだしたのをはじめとして、弘化年間より売上利は低迷し幕末にかけて売損の年が多くなる。米価をはじめとする諸物価の高騰をあわせ考えると、その実質的な純益は著しく落ちこんでいたことであろう。そのほかの商品はしだいに取引されなくなり、わずかに天保前期に灯油、天保後期に材木が取扱われ、そして幕末期の取扱商品は米と砂糖の二品目だけとなっている。

以上のように、商品取引資本は発展期（Ⅱ）とくに天保期以降から低迷が著しくなり、延藤家は商品取引資本としての機能を縮小さざるをえなくなった。そして後述するように、蓄積基盤は発展期（Ⅱ）より急速に貸付資本へ集中するのである。このこ

とは幕藩制的市場構造の変動——福山藩においては、第一に宝曆期以降の城下町、および城下町に準じる港町・鞆の商業の衰退、第二に天保期以降における在町の商業（とくに商品取引）資本の停滞・行きつまり、という二段階の事態に象徴されていると考えている——とは無関係ではあるまい。

(3) 領主金融

形成期の後半、すなわち寛政年間後半より享和年間に領主金融（口入銀）が開始される。寛政十年（一七九八）に銀五四貫、そして享和元年（一八〇一）には一四〇貫に達し、表1によると、この時期には全体の五分の一を占める額となっている。この領主金融によって延藤吉兵衛は寛政末年に在中扶持人として五人扶持をうけ、享和二年には内御用達に任用されている。さらに文化元年（一八〇四）から毎年、つぎのような特権を獲得している。

御請仕候御米之事

一米三千俵（但し本野山村・阿字村・久佐村・行藤村・桑木村）

右五ヶ村御年貢米之内私江御払米被為仰付、難有儘ニ御請仕候処相違無御座候、代銀之儀者被仰付次第上納可仕候、乍恐御請書奉差上候、以上

(文化元年)
十一月

府中市味噌屋

吉兵衛

すなわち芦田郡木野山村など五カ村の年貢米のうち、三千俵の
 払下げをうけているのであり、代銀は別の記載によると一石に
 つき五六匁であった。文化元年の平均米価が六二・八匁である
 から、一石につき六・八匁の安価であった。翌年以降も米価は
 六三・三匁、六三・三匁・七六・七匁と下落していないので、
 多くの売上利を生むところとなった。またこの年には品治郡の
 年貢米のうちから二千俵の払下げもうけている。このように化
 政期には、芦田・品治両郡村々の年貢米のうちから、年間三、
 五千俵を購入していたのであった。

さらに發展期(Ⅰ)にはいると、その領主金融の成果には著し
 いものがあつた。表3によると、文化七年(一八一〇)から文
 政三年(一八二〇)までの藩からの利銀は、利方・質方につい
 て大きな比重を占め、とくに文化十二年には五一・六%と全収
 入の過半に達している。

文化八年からは入米運上所を担当することになり、奥筋より
 搬入される米の流通を把握することが可能となつた。⁽¹⁵⁾さらにま
 た前述の年貢米払下げに加えて、この段階にはつぎのように、
 年貢米のうちから貸付銀の利銀をうけとる方法もとられてい

る。

仕渡申証文之事

一御借財之内歩高払替御入用、此度正文銀百貳拾四貫目借
 受候処実正也、右返済方当子歳方来ル西迄、拾ヶ年之
 間、毎年十一月中ニ芦田郡納米之内を以、米千俵宛無相
 違相渡可申候、右米相場豊凶見積平均石ニ付六拾目宛之
 積ニ致候処、利足引当テ一ヶ年八朱之払崩算立ニ相当候
 得者、歩安ニ而御為ニ相成候、縦令如何様之新儀出来候
 共聊違変致間敷候、年数之内御米無滞相渡可申候、為後
 日依如件

文化十三丙子年四月

上田 覚助

石藤 郡助

西内宇兵衛

新井 小市

延藤吉兵衛殿

このように、延藤家は前述した払下げ米に加えて、十年の間米
 千俵を芦田郡の年貢米からうけとることとなり、こうして發展
 期(Ⅰ)は芦田・品治郡の米の流通と年貢米を完全に掌握するこ
 とができるようになった。この段階における領主金融のもつ意
 義は大きく、領主側の順調な元利返済と高米価(右の事例でい

えば一石六〇匁の予想直段が実際は十年平均で六五・九匁となつている)も手伝つて、資本蓄積の一つの重要な基盤となつた。

つぎに幕末期の領主金融をみておこう。ここでは幕末期における藩財政破綻のもとで口入銀(貸付銀)が急増している点が注目される。表1によれば安政年間には総資本の二・九%にすぎないが、文久年間に八・八%となり、元治元年(一八六〇)には銀千貫をこえ、慶応年間には一四%にも達しており、發展期と比較しても最高の銀額と比率をみせている。慶応四年(一八六八)を例にとると、総貸付銀九一三九貫のうち口入銀は一四七五貫でおよそ一六%という比率となっている。また献金も幕末の段階になると毎年におよんでおり、慶応三年には一五二貫を献上しており、その結果、表3にみられるように二六貫余の差引不足となっている。ちなみに表3でいえば、文化十一年、文政三年が差引不足となっているが、これもそれぞれ一五〇貫、二七二貫の献金のためであった。また天保末期からは藩士「手伝」(≡融資)の開始もみられ、総じて幕末期には領主金融および献金の増大という事態におちいっていることがわかる。しかし表3からもうかがえるように、幕末期の藩からの利銀

回収は慶応三年の二・九%を最高にして二%台にとどまっております、著しく低率であった。このように幕末期における領主金融は、發展期(Ⅰ)とは正反対に、領主金融が豪商経営を圧迫あるいは豪商経営の極楷となつていたということができよう。

(4) 貸付資本

延藤家の資本構成をみると、天明九年(一七八九)には貸付銀がすでに一九七貫余となつており、総資本の三分の二を占めていることがわかる(表2)。そのうち八五貫が、当時の府中市の経済的実力者であった問屋(木綿屋)久三郎に貸付けられていることが注目される。とくに寛政三年(一七九一)末には、総貸付銀二四一貫の五五%にあたる一三四貫が木綿屋久三郎に貸付けられているのである。延藤家の蓄積基盤については、もちろん、表2の「小質」三〇貫にみられるように、府中市やその近辺の下層民相手の金融業もおこなっていることや、また銀帳(表1では証文帳・手形帳)一一一貫七〇〇目の貸付相手がどのような階層かという検討なしには断定できないが、形成期における貸付(利貸)資本の蓄積基盤は、前述した領主金融と木綿屋久三郎のような府中市の旧来の豪商クラスにおかれていたといえよう。

発展期(Ⅰ)の段階にはいっても貸付資本の蓄積基盤に変化はみられないが、神辺屋・味噌屋・阿賀屋など府中市近辺の商人に加えて、川本屋吉兵衛・河相周兵衛など城下町やその周辺の豪商・豪農に貸付けを開始している。文化十年(一八一三)を例にとると、質方を除いた利銀収入は八〇人から三七貫余を得ているが、うち藤井料助・川本屋・神辺屋・阿賀屋・河相周兵衛の五人から一七貫余をうけとり、また八〇人のうち五〇人は府中市と城下町を中心とする新旧の商人・地主豪農層であることがわかる。表1の諸問屋貸付は形成期の最初の五年間以外は著しい比率とはなっていないが、以上のように証文帳・手形帳貸付の大部分が商人・地主豪農層であることから、形成期・発展期(Ⅰ)をとおして、領内のとくに有力な商人・地主豪農層が蓄積基盤となっていたのである。

つぎに発展期(Ⅱ)における貸付銀の急速な伸びについて検討してみよう。総貸付銀は天保元年(一八三〇)に二千貫に達し、嘉永二年(一八四九)にいたっては五三〇〇貫余となっている。また表1によれば、総資本のうち貸付銀が九〇%以上を占め、表3からも予想されるように天保六年にはその利銀もはじめて一五〇貫をこえ、同十二年に二〇〇貫、弘化三年(一八四六)に三〇〇貫に達している。

このような蓄積基盤の拡大を表現するものとして、文政十年(一八二七)から実施された差配人による貸付銀の取次が注目される。文政十年から天保十一年(一八四〇)までは、安那郡十九軒屋村の伝六だけが差配人(取次人)であり、その引受貸付額は二一三〇貫であった。しかし天保十二年からは十名の取次人に増えている。地元の芦田郡には中須村加兵衛ら四名、安那・品治・沼隈・分郡にはそれぞれ十九軒屋村伝六、服部本郷村下江直蔵、松永村広島屋只右衛門、水吞村八助と一名ずつおき、さらに広島藩領御調郡にも二名おいている。この十名の取次人による貸付銀は天保末より嘉永年間にかけて、証文帳・手形帳貸について多く、表1によると総資本の三割を占めていることがわかる。貸付相手を検討すると、たとえば天保十四年の中須村加兵衛・直右衛門引請分は、中須村の五〇人ちかくの農民に融通されており、取次人による貸付相手はおもに各地の高持農民であったと考えられる。

また嘉永二年(一八四九)にはじまった広島藩領尾道での貸付銀も差配人引請と同様の性格である。取次人は分家菅屋で、貸付相手は灰屋吉兵衛など尾道とその近辺の有力商業資本で、その総額は嘉永二年に一五〇〇貫余、同三年に一七〇〇貫余と、同時期の差配人取次に匹敵する貸付額をみせている。

以上のように、貸付相手は形成期と発展期(Ⅰ)の城下町・府

中市の商業資本と地主豪農層に加えて、発展期(Ⅱ)には領内の高持農民——とくに中・上層農民か——と尾道の商業資本にも拡大されており、蓄積基盤の拡大と深化が急速に展開されたのであった。

さて幕末期における延藤家は、期末総資本の増加や(表1)、年間差引収支(表3)にみられるように、いちおうめざましい発展をとげているといえるが、この場合は米価の高騰を考慮しなければならぬ。すなわち表3で小作米銀収入の割合が増加しているのは、幕末期に米価が異常に高騰しているためであり、実質的には苦しい収支差引であったと考えられる。ともかくこの時期に期末総資本が一応増加しているのはおもに貸付銀の増加によるものであった。「不良資本」となりつつあった領主金融については前述したが、その領主金融以上に幕末期に著しい増加を示しているのが分家店への融資である。表1によると、安政年間に総資本の一二%、文久年間に二一%、慶応年間には三二%に達している。またこれとは別に、安政五年(一八五八)と慶応三年(一八六七)には、「手伝」と称して分家店へ銀三五八貫、四九四貫が「仕向」けられている。この点についての評価はつきに述べる諸問屋貸付であわせて検討しておく

う。

表1にみられるように、諸問屋貸付銀の比率はそれほど高くないが、差配人引受の著減とは対照的に七〇〇貫の銀額となっている。幕末期において証文帳・手形帳貸の貸付銀とは別に、貸付相手の商人名が個別に記載されているのはそれなりに意味があったと考えられる。

戊正月

一銀百四拾九貫四百八拾目 近田屋五郎八郎

閏十二月

一三貫百貳拾五匁

同

右は慶応三年正月の「勘定帳」の一節である。この近田屋は鞆で北国市場を中心に古手取引をおこなっていたが、幕末期に経営が不振となり、文久二年(一八六二)には「当店勘定之儀一昨年引続不動定……商ひ高開店已来之不商ひ、依而利益も薄利ニ差下し」、延藤家の資金融通をうけるにいたった。すなわち近田屋のようないわゆる「趣法手伝」を名目とした資金融通が、別に個人名で記載されていると考えられる。このような「趣法手伝」の一例をつぎに示しておく。

覚

一拙家近来不仕合続、追々借銀相増趣法相立不申処、此度貴家引続御配意被成下、此後仕来り之質商売御元方引請被下、家名相続仕候処、不一方厚仕合奉存候、以来改心

商売昼夜聊無油断心掛ケ可申事

一 毎日帳面調方并出入勘定何時ニ而も御改被下候事

但し有質之義同様御勝手次第御改被下候事

一 店方売事丁寧ニ取計、算用合之儀別而念入聊魚略致間敷事

一 右者は迄私之行上悪敷已来改心仕候、若趣法年限中心得

達茂御座候得者、有質有物一切貴家へ引渡可申候、其節

聊違乱申間敷事

右之通夫々心得方申上候、以聊相違無御座候、為後年一札

依如件

安政二年卯三月

延藤吉兵衛殿

米屋佐兵衛殿

米屋佐兵衛家は府中市で質商売を営んでいたが、延藤家の「家督書拔帳」によれば、天保三年（一八三二）と嘉永五年（一八五二）に府川村と町村の屋敷・田畑を売却しており、天保期ころより「不仕合統追々借銀相増」という状態になりつつあった。そこで安政二年（一八五五）になって延藤家が「質商売御元方」として、「趣法手伝」をおこなうようになったわけである。

右の史料からうかがえることは、①「質商売」が、この時期

には本来の金融業としてではなく、「店方売事」と表現されているように、流質を売捌く商品取引資本としての機能に変化していること、②延藤家が米屋の経営を完全に掌握できるようになったこと、③経営不振が一定期間続き借銀が返済されない場合、有質・有物のすべてが延藤家の所有となること、の三点である。この延藤家の金融活動は、在町や城下・鞆の商業の停滞と行きづまりによって、経営の不振におちいった有力な商品取引資本および質屋（分家店も含む）後述）に融資をおこない、延藤家自身の巨大な貸付資本をバックに強力な金融「支配」を成立させたと評価することができる。すなわちこの地域の市場圏において、延藤家を頂点とする「金融体系」が成立していたのであった。

以上のように、幕末期にみられる貸付資本の増加は「金融体系」にくみこまれた分家店・諸問屋貸付銀、さらには領主金融の増加によるものであった。しかし証文帳・手形帳貸は停滞し、差配人引受分は一〇八三貫から四九〇貫に減少している（表1）。また尾道引請分も嘉永三年（一八五〇）の一七四二貫を最高にその後年々減少し、明治元年（一八六八）には四一六貫となっている。これらの事態は町・在の小商人および一般農民の切捨てを意味し、有力な商人への貸付がふたたび主流と

なったということができよう。

(5) 預銀

ここでは資本回転のうえで大きな役割をはたした預銀の性格を検討しておきたい。預銀とは帳合上は期末負債のことである。表1によると形成期と發展期(Ⅰ)の預銀はほとんど無視してもよい数値であるが、發展期(Ⅱ)にはいると著しく増加し、最初の五年間ですでに総資本に対して三〇%ちか比率となっていることが注目される。とくに嘉永三年(一八五〇)には二〇四二貫という最高の額を示し、総資本の三分の一を占め、きわめて高額な期末負債となっている。

ではこの預銀はどこから借入れたものであろうか。そこで預銀の借入れ先を表4として整理してみた。まず文政四年(一八二一)、同八年をみると、自己(本家)資金が主で、ついで分家店資金が三割を占めていることがわかる。天保元年(一八三〇)から嘉永三年(一八五〇)までは分家店資金が圧倒的に多くなり、弘化二年(一八四五)には二〇二貫、嘉永三年には一六二四貫の借銀となっている。このように發展期(Ⅱ)の預銀の九割以上が、自己資金と分家店資金であった。しかし分家店資金といっても、その性格は自己資金と同一であり、むしろ自

己資金というべきものであった。というのは、この分家店資金は分家店の資本が生みだした利潤ではなく、すべて本家の商業・貸付資本から生じ、そして三で述べるように余慶銀という制度の結果分家店資金となっているにすぎないからである。幕末期にはいって預銀が著しい減少をみせているのは、この分家店資金が安政年間にはいると払拭されて、本家の資本として処理されたからである。嘉永五年と安政三年(一八五六)との期末総資本に一八四五貫という巨額の断層があるのは、その間に急激な發展があったのではなく、分家店資金を本家資金に切替えただけであった。

幕末期における預銀は、藩・藩士および諸商人からの借入れがその中心となっている。これもまたたんなる借銀ではないと考えられる。藩からの預銀についていえば、利殖の依頼という藩権力のまさに苦肉の策に応じたものであった。⁽¹⁸⁾

また諸商人からの預銀は、これもまた利殖の依頼という側面もあるが、おもに貸付銀の取次人である下江直蔵や前出の米屋佐兵衛などが預けていることから、むしろ延藤家を頂点とする「金融体系」のなかで発生した資金移動にともなう銀額とみてよい。

以上のように、發展期(Ⅱ)と幕末期における預銀の性格は異

表4 預銀の内訳

	自己(本家)資金	分家店資金	藩・藩士預銀	諸商人預銀	村方預銀	諸講銀預	その他
文政3年		102.3 (2.2)	1,738.6 (37.9)	2,111.6 (46.0)	623.5 (13.6)	10.5 (0.2)	
文政4年	128,288.1 (66.4)	61,495.8 (31.8)	1,607.5 (0.8)	1,769.8 (0.9)		1.9 (0.0)	
文政8年	257,436.6 (41.8)	196,967.1 (32.0)	1,537.5 (0.2)	142,726.4 (23.2)	704.9 (0.1)		16,072.0 (2.6)
天保元年	123,075.5 (20.3)	420,913.7 (69.6)	1,716.1 (0.3)	52,206.9 (8.6)	1,378.8 (0.2)	5,540.3 (0.9)	
天保6年	172,975.8 (28.3)	423,466.7 (69.3)	262.0 (0.0)	10,961.8 (1.8)	2,849.0 (0.5)	907.3 (0.1)	
天保11年	104,329.9 (9.4)	905,000.5 (81.9)	52,174.1 (4.7)	32,989.5 (2.9)	7,590.0 (0.6)	3,404.5 (0.3)	
弘化2年	47,825.9 (3.5)	1,202,687.6 (88.0)	64,234.5 (4.7)	36,780.8 (2.7)	14,032.9 (1.0)	1,136.3 (0.1)	588.0 (0.0)
嘉永3年	194,559.8 (9.5)	1,624,771.9 (79.6)	168,327.1 (8.2)	27,356.0 (1.3)	24,800.7 (1.2)	1,450.8 (0.1)	765.8 (0.0)
安政3年	2,982.3 (1.3)	8,129.7 (3.6)	70,054.3 (31.1)	112,671.3 (50.0)	27,950.2 (12.4)	2,225.6 (1.0)	1,112.4 (0.5)
文久元年	40,180.0 (16.5)	41,968.7 (17.2)	107,092.4 (44.0)	42,748.2 (17.6)	9,890.3 (4.1)	1,442.6 (0.6)	116.6 (0.0)
慶応3年		86,278.4 (19.4)	130,998.6 (29.5)	105,001.0 (23.7)	42,085.3 (9.5)	78,217.3 (17.6)	411.2 (0.1)

なっていた。発展期(Ⅱ)の預銀の九割以上は自己資金であり、

そして期末総資本が(期末資本一預銀)という公定であらわされるという点を考慮すれば、発展期(Ⅱ)の資本増大はもっとも強

三、帳合法の發展と店制・家制

(1) 決算方式の發展

延藤家の帳合法のすべてをあきらかにすることはできないが、ここではとくに決算の方式について、その進化の過程が延藤家の發展段階にほぼ照応していることをあきらかにしてみたい。

宝暦から天明にかけての決算帳簿は現存しない。天保年間になつて書き写された「年々算用写」が、寛政元年（天明九年、一七八九）正月から始まっていることから、おそらくそれ以前には決算法は存在しなかつたのであろう。と同時に延藤家がそれだけ小規模の資本であつたといふことができる。もっとも安永年間より金銀の出入を記した「大福入」は現存するが、決算の形はとられていない。したがつてその小規模資本のゆえに、天明年間まで延藤家独自の決算法はなかつたと断定してよい。その後天明九年（一七八九）から文化七年（一八一〇）にわたつて、つぎのような記載方式の算用帳があらわれる。

覚

一米千三百九拾俵 藏々不残

代三拾三貫六百目

一線綿五百式拾俵 福山買置分

代七拾七貫式百四拾目

(a) 百式拾九貫四百拾匁

一六百拾式匁五分 質方午年迄分

(b) 五拾四貫六百六拾九匁壹分

一七貫式百目 銀方 未年迄分

(c) 百三拾三^{三〇}五百目

(d) 一三貫目 有銀 広札

(e) 一三百五拾目 錢有

(f) 一九貫目 正銀有

(g) 一拾老貫目 神辺屋綿質

(h) 一式貫目程 算用ニ有

(i) 式拾五貫三百五拾目

(j) 一百貫目 御上様石州行共ニ

(k) 四百六拾五貫六百五拾九匁壹分

図1 単決算方式の内容

(a) : 商品	} (期末資産)
① (b)+(g) : 質方貸銀	
② ((c)+(j)) : 貸付銀	
③ ((d)+(e)+(f)+(h)) : 有銀	
(l) : 預り銀 (期末負債)	

(a)+①+②+③=(k).....期末資産	
(k)-(l)=(m).....期末純資産	

(j)は質方貸銀および貸付銀、(d)(e)(f)(h)は有銀、そして(k)がその合計である。そのあとの(l)は預り銀(期末負債)で、(k)から(l)を減じたものが(期)期末純資産となる。すなわち図1に示したような方式となっているわけである。この決算方法をここではいさう単決算方式としておく。しかし(h)にみられるように概算が多いこと、右の引用史料にはみられないが、不動産見積価額が含ま

(i) 〆 壹貫六百目

内 壹貫目 吉右衛門 家賃木代払分

(m) 残四百六拾四貫五拾九匁七分

これは寛政十二年(一八〇〇)末における決算で、寛政初年のものに比べて項目も複雑になっているが、この記載方式については以下のように整理することができる。(a)は商品、(b)(c)(g)は質方貸銀および貸付銀、(d)(e)(f)(h)は有銀、そして(k)がその合計である。そのあとの(l)は預り銀(期末負債)で、(k)から(l)を減じたものが(期)期末純資産となる。すなわち図1に示したような方式となっているわけである。この決算方法をここではいさう単決算方式としておく。しかし(h)にみられるように概算が多いこと、右の引用史料にはみられないが、不動産見積価額が含ま

れていることなど問題は多い。いずれにしてもこの単決算方式が、(一)形成期(天明〜文化初年)の発展段階に対応しているといえることができる。

つきに(二)発展期(一) (文化初年〜文政前期)にほぼ対応しているのが、つきに引用する決算方法である。⁽²⁰⁾

文化十三丙子正月写

(n) 〆 合七百八拾三貫百八匁五分式厘

内

(1) 〆 貳貫三百九拾三匁七分九厘

(m) 残七百八拾貫七百拾四匁七分三厘

外二

(n) 一銀八拾六貫貳百目 家督有

勘定之覚

一四拾四貫四拾八匁八分壹厘 利方

.....

(x) 〆 百四拾壹貫五百七拾目六分五厘

(m') 一七〇七貫八百三拾六匁八分三厘

亥正月改有正銀

(x) 〆 八百四拾九貫四百七匁四分八厘

内

一式拾七匁分式厘 木綿売損

(v) 六拾七匁九百六拾八匁五分毫厘

(m) 一七七八拾貫七百拾四匁七分三厘 子正月改正銀

(β) 八百四拾八貫六百八拾三匁分四厘

(γ) 指引七百匁拾四匁分四厘 不足

ここでの決算方法の特徴はさきにもた単決算構造に、「勘定之覚」(x)当期収益-(y)当期費用)が付け加えられていることである。(m)田畑屋敷見積価額は記載されているものの、期末純資産算定からは除外されている。前半部分は(k)-(l) || (m)、すなわち単決算方式であり、後半部分の計算方式はつぎのようになっている。

(α) || 当期収益+期首純資産(前年度期末純資産)

(β) || 当期費用+期末純資産

そしてこの二つの式の差が(γ)の七二四・二四匁として記載されているわけである。しかし(γ)という数値がでてくるのは帳簿の付落しあるいは誤記によるものと考えられ、本来は(α)-(β) || (γ)ではなく(α) || (β)でなくてはならない。とすると(α) || (β)は図2の(2)のように変形することができ、したがって本決算の方式は

図2 複式決算方式の内容

- (n) : 田畑屋敷見積価額
- (x) : 当期収益
- (m') : 期首純資産
- (y) : 当期費用 (損銀含む)

$$(x) + (m') = (\alpha)$$

$$(y) + (m) = (\beta)$$

$$(\alpha) - (\beta) = (\gamma)$$

$$(1) (k) \text{ 期末資産} - (l) \text{ 期末負債} = (m) \text{ 期末純資産}$$

$$(2) (m') \text{ 期首純資産} + (x) \text{ 当期収益} - (y) \text{ 当期費用} = (m) \text{ 期末純資産}$$

藤家独自の経験によるものか断定しえないが、いずれにしても複式決算をとらざるをえないような資本構成と資本額に対応していることはいうまでもない。

さて文政後期以降(発展期(II))になると——正確には文政

図2の(1)と(2)をあわせもった決算方式となつていことがわかる。この決算は大坂の両替商鴻池家にみられるような決算方式に酷似しており、⁽²⁾さきの単決算方式との対比でいうならば、複式決算方式とすることができ。延藤家のこの決算方式が帳合技術の伝播によるものか、または延

四年から——これまでの一年一期の決算から一年二期制へと移行する。上半期が正月より七月十五日まで、下半期が同月十六日より年末まで、期末ごとに決算がおこなわれるようになった。さらに天保年間にはいと帳合方法・組織についての規則が成文化されている。その一節を示すとつぎのようなものであった。⁽²²⁾

一 八月朔日々十日迄吉之助、十一日ヨリ廿日迄文治郎、廿一日々晦日迄吉右衛門、九月朔日ヨリ十日迄久右衛門、十一日々廿日迄半兵衛、右ニ準シ以来毎月十日宛本家江相勤可申事

一 勤番之者勤方ハ諸帳面当日相改、万一不束之分ハ前番之者江相尋訳立候様可致事

一 算用帳毎日引合をいたし出入無遅滞様可致候、勿論替り番ニ相成候節ハ外帳面江書出引合印形仕、其上次番之者再引合印形可仕、雑用方迄月末ニハ諸勘定可仕事

一 正月十五日ヨリ去年分勘定帳面、分家之者一同立会引合仕、廿日迄ニハ相改勘定帳面仕立可申事

これらの規則は後述する店制と関連しているのであるが、帳合の手續きに分家が参加するよになつたことが注目されよう。すなわち、毎月十日ずつ交替で分家が勤番となること、そ

のつど諸帳面を改めて厳正を期すこと、また期末勘定立ての場合には分家一同立会の上、勘定帳を作成することなどである。これは増大していく資本と複雑化していく金銀出入に、家主一奉公人では対応しきれない状況となっていたのであり、ゆえに決算方式の発展に加えて、帳合の組織も以上のように整備せざるをえなかったであろう。これらはまさに延藤本家の経営拡大の一側面を表現している。

(2) 店制・家制の「改革」

延藤家における「改革」は大きく三つの期間に分けることができる。最初は寛政五年（一七九三）から文化七年（一八一〇）、つぎは天保年間より嘉永年間、最後の「改革」は明治十年前後である。

前項でみたように、天保以降分家の家主が本家店の勤番となつていくことから、店制と家制は分かちがたく結びついているが、最初の「改革」は純然たる家制の改革、すなわち初代吉兵衛から二代目への当主代替りによる分家の創出であった。まず吉右衛門へ寛政五年より徐々に「家督仕分」をおこない、文化元年（一八〇四）までに家屋敷地所（正銀見積三三貫）と正銀二七貫、計六〇貫を譲渡している。また寛政十一年（一七九九）

には、品治郡宮内村で東平に酒造業を営ませ、文化七年（一八一〇）までに家屋敷地所・酒造道具（正銀見積二三貫八〇〇目）と仕込銀三六貫二〇〇目、計六〇貫を同様に譲渡している。そして最後の文化七年には隠居（初代吉兵衛）・久右衛門・半兵衛へ計二二〇貫（うち正銀一六〇貫）を譲り、「家督仕分」を完了している。²³

この一連の「家督仕分」は、延藤家の発展段階のうち形成期から発展期（Ⅰ）への移行期に位置しており、分家を創出することによって商業活動の拡大を狙ったものであろう。この後も延藤家は天保期にかけて、文治郎（上店）・吉平などの分家を創出し、さらに井堀屋店・長和屋・新店・菅屋・吉田屋などの出店を開いている。これらは商品取引資本として存続しえないものが多かったが、ともかく分家店の創出は延藤家の資本の増大に対応したものであった。この意味で、右の文化七年の「家督仕分」はその起点となっていたのである。

つぎに、天保年間より弘化年間までの家制・店制「改革」については、天保年間に定められた家訓²⁴によく表現されている。

この家訓には前項で述べた①帳合組織・方法のほかに、②諸事儉約、③家主相統・運営、④余慶銀制の改正などが含まれているが、その特色は第一に、「年柄ニ寄格段下直之品ハ、当所ニ

テ買置事ハ不苦候、是も五人申合取斗可申、或ハ売込又ハ先買等帳合同様の義ハ、諸色共一切致間敷心得之事」というところからもうかがえるように、商品取引の低迷という状況のなかで堅実な商業姿勢・活動をめざしたものであった。第二に、分家店に対する規制の強化にあり、このことはつぎの史料にもよく表現されている。²⁵

一分家五人勤番之儀、毎月三人十日宛動料百目宛其時々受取可申候、家事諸入用者毎月巻軒三百目宛致借借置諸私可仕、十二月勘定之節無利足ニ而返済可仕候

一分家之内御年貢諸掛家作入用者本家取替、家賃年貢取立之上加地子之内世話料巻割宛本家受取可申候

すなわち分家店の商業活動の規制という側面だけではなく、分家の「家事諸入用」や「御年貢諸掛家造作入用」までもが本家の手を経ることによって、本家の把握・規制をうけることとなったのである。

ではこれらの「改革」は、延藤家のどのような発展過程によってもたらされたのであろうか。

私分家吉右衛門儀相統方行届不申、同人儀実家玉屋弥兵衛方へ引取之儀彼是及差縫、右一件ニ而先達而願書差上候処、其段度々御呼出御利解被成下……²⁶

右の史料は「願下証文」であることから、吉右衛門の「相続方」が「行届」くようになったことを示している。すなわち天保三年（一八三二）に分家吉右衛門が経営破綻におちいったが、本家の資金援助と藩の仲介によって経営を建直すことができたということが出来る。そこで表1から分家・店方への融資を検討してみよう。発展期(Ⅱ)より延藤家は質営業(Ⅱ質方)をほぼ廃しており、その営業を分家・店方へ委託していることがうかがえる。諸貸銀を合わせると、分家・店方への融資は文政十一〜天保三年に全体の二〇%以上になっている。天保五〜十年には減少しているが、これは天保初年前後最大の質方融資をうけていた店方井堀屋、および商品取引資本であった吉田屋・長和屋・新店などが帳簿上に登場しなくなったということ、すなわち諸店方への融資を廃したためである。これらは経営不振によって潰店となったと考えられる。天保十年（一八三九）以降は、純然たる分家店への融資であったが、増加の一途をたどっている。とくに幕末期の融資額の増大は著しく、「家産ヲ分チ各々其営業ヲ営マ使ムル者四家アリ、今ヲ距ル僅二十余年而已、或ハ奢侈ニ流レ或ハ逸楽ニ耽ケリ、一モ祖先勤風を伝フル者ナシ」といわれたように、分家店の発展ではなく経営不振による融資額の増大であったことがわかる。

以上のように、天保期の「改革」は分家・店方の経営不振を背景としておこなわれたことが考えられるが、そこで「改革」の重要な柱であった④余慶銀制の改正についてふれておきたい。

余慶銀とは「本家惣勘定余銀之分何歩方割賦可仕」銀のことであり、また「万一格段不意難之義有之、本家勘定前年ヨリ減し候義有之候得ハ、分家之者割賦出銀致シ、前年之勘定通ニハ取揃置可申」と規定された別途積立銀で、分家・店方にとって一種の配当金に相当する制度であった。文政四年（一八一二）にはじまり、弘化二年（一八四五）に終わっている。期末純益のうち本家が五割を取得し、残り五割を分家・店方および備荒銀として分割することとした。実際にはすぐに分家店へ割戻さず、預銀として本家の資本回転に運用されていた。しかし余慶銀割がおこなわれなかった天保二〜六年を除いて、少額ではあるが、延藤家の支出の三〜六割を占める余慶銀が支出されており、質方と諸貸銀をあわせると、この時期には多大の銀額が分家・店方に融通されていたことになる。

天保十二年（一八四一）になると、店方への余慶銀の配分はなくなり、「余慶銀之儀者余銀拾貫目ニ付七貫目本家居置、貳貫五百目分家五人受取、五百目備荒銀割渡」すという割合に改

正されている。²⁹さらにその見返りとして、銀札二〇〇貫目相当の不動産を五分家にそれぞれ譲与している。³⁰これは経営不振が続いていた分家店へ質方融資、余慶銀支出という援助だけではなく、土地・貸家経営による利潤獲得、さらには将来担保となりうるような資産を提供しておいたものと考えられる。³¹そして余慶銀制が弘化二年に廃止となり、安政年間に本家資本に代替られたのは、分家店の商業経営が好転しなかったこと、またそのことが本家の経営にまで影響を与えつつあったからと推測される。³²

發展期(Ⅱ)の側面を以上のような分家店(質營業、商品取引資本としての性格も多分にもつ)の経営不振、前述した本家の商品取引資本の破綻としてとらえるならば、天保期の「改革」がそのような局面への対応としておこなわれたことが理解できる。

つぎに、明治十年(一八七七)前後の店制・家制「改革」は、幕藩制の解体を契機とする豪商経営の動揺を表現しているもので、明治初年の社会変動に応じるため、つぎのような課役をあらたに設置している。³³家務監察は「金銀ノ會計及ビ諸課ノ動情ヲ巡察スルヲ司」り、家務諸掛りは「田畑貸家及ヒ金銀取扱ノ事ヲ議定シ并ニ土木ノ事ヲ巡視スルヲ司」とされ、

田畑貸家并ニ店方取扱役はそのもとにあって実務を担当する。しかしこのような一見して近代的な諸課役が設置されても、経営の指針が「時世ノ変化ニ付所行改正セザル可ルザルノ事故之レ有リ候共、大抵祖先ノ法ニ基キ諸事執行候事」と規定されているように、延藤家が「時世ノ変化」を認識しながらも、旧藩時代以来の資本蓄積様式から容易に脱却しえなかったことが推測される。ともあれここでは、この「改革」が明治初年の社会変動のもと、前期的資本の経営動揺を表現するものであったと考えておきたい。³⁴

四、まとめ

形成期、發展期(Ⅰ)と延藤家は順調な發展をとげてきたが、それは商品取引資本の売上利と領主・旧特権商人を蓄積基盤とする利銀収入によるものであった。發展期(Ⅱ)にはいると貸付銀はいっそうの伸びを示し、その基盤も領内外の新旧の商人さらには一般農民にまでひろがり、各地に差配人をおくようになった。しかし一方では、天保期以降商品取引資本が不振となり、質營業と商品取引を主業務とする分家・店方も経営の不振におちいるようになった。天保期に「改革」をおこない、経営の建直しをはかっているが、事の発端が市場構造の変動による

在町府中市の商業の停滞と行きづまりと考えられるだけに、分家・店方の建直しは容易ではなかった。

幕末期にはいと、商品取引的機能はなくなり貸付資本に純化される。領主金融には莫大な融通がなされており、藩権力との強固な結びつきがみられるが、利銀は順調に回収されず、まさに「不良資本」とよんでもよい内容であった。また前段階にみられた幅広い層への貸付銀は急速に縮小し、一般農民と小商人はその貸付対象から切捨てられることとなり、幕末期の蓄積基盤は分家店と有力商業資本に限定されるようになった。分家店は依然として経営の不振が続いており、その不振に対処するために莫大な銀額の融資が必要であった。有力商業資本への融資とあわせて、本稿ではこれを「金融体系」の成立とした。しかし体系下にある分家店そのものが不安定であり、また慶応年間から期末総資本が減少しはじめていることを考えると、維新期には延藤本家も経営の動揺がおこったと思われる⁽³⁵⁾。天保期前後の商品取引資本の破綻に加えて維新期には貸付資本も本格的な危機にさらされることになったのである⁽³⁶⁾。

註

(1) 畑中誠治「『化政期』内海地域における在方商業資本と藩権力」『歴史学研究』二六四号、一九六二年、同「危

機の深化と諸階層の対応」『講座日本史』4、一九七〇年)、土井作治「幕藩制国家の展開」(一九八五年)

(2) 「福山市史」中巻、一一〇五―一一〇頁、一九六八年、鈴木幸夫「備後地域における前期資本の一形態」(広島県史研究)二号、一九七七年)、「広島県史」近世2、八四六―八五七頁、一九八四年

(3) 府中市出口町・延藤家「家務諸規則」(明治八年)、以下、ことわりのない限りすべて延藤家文書による。

(4) 「当家相続趣法子孫江申伝候ケ条写」(年未詳)、府中市高木町・羽賀家「羽賀家家系図」、同「羽賀家由緒略記」(文久三年)

(5) 谷山正道「備後府中の綿作についての覚書」(「広報ふちゅう」、一九八三年六月)

(6) 延藤家は宝暦年間に商事を営むにあたって、「祖母貯江置シトテ正銀三百目指出被申候、誠ニ元手薄借替六ツケ敷心配之場、仮令ニ申す生末ニ取付ト申程ニ被存候」(「当家相続趣法子孫江申伝候ケ条写」と、正銀三〇〇目が大きな元手となったことが述べられている。

(7) 「棚下シ算用帳」(寛政五年)

(8) 「年々算用写」(享和四年分)

(9) 「西正月算用帳」(寛政十三年)

(10) 「正月算用帳」(文化二年)

(11) 寛政十二年(一八〇〇)には芦田・品治郡の一七九村一八六人へ銀六三八一匁相当の干鯛を貸付けている(「大

福入)。なお、福山藩における干鯛の流通支配・経路については、土井作治前掲書(六三八〜九頁)を参照のこと。

(12) 府中市高木町・小森家文書(嘉永三年)

(13) 鈴木幸夫前掲論文

(14) 「御年貢算用願書証文控」(享和四年)

(15) 府中市へ搬入される他所入米一俵につき銀三分七厘の運上銀を徴収する役目であり、延藤家はそのうち一分七厘を世話料としてうけとった(鈴木幸夫前掲論文、「他所入米御運上銀書留」)。

(16) 「家業趣法口上書一通」(文久二年)

(17) 佐々木潤之介「幕末社会論」(一九六九年)でいうところの「高利貸収奪体系」をさしている。なお「金融体系」については、「一九八三年度日本史研究会大会報告批判」における井上勝生氏のコメント(『日本史研究』二六一号、一九八四年)を参照されたい。

(18) 鈴木幸夫前掲論文

(19) 「酉正月算用帳」(寛政十三年)

(20) 「年々算用写」

(21) 宮本又次編「大阪の研究」4、一九七〇年

(22)(24) 「当家相統趣法子孫江申伝候ヶ条写」

(23) 「隠居分家仕分書抜控」(文化七年)

(25) 「算用帳」(天保十二年正月)

(26) 「御書下并御用状書留」(文化十年)

(27) 「家務諸規則」(明治八年)

(28) 「当家相統趣法子孫江申伝候ヶ条写」

(29)(30) 「算用帳」(天保十二年正月)

(31) 幕末から明治年にかけて、分家からの土地の購入がみられ、とくに慶応二年(一八六六)には友右衛門から四〇〇貫目相当の屋敷を購入している。また久右衛門はすでに天保七年に「借財ニ付本家へ」田畑を売払っていた(「家督書抜帳」)。

(32) 安政五年(一八五八)二月、「頼津近田屋五郎八金四百両借用頼出、少々指問候儀有之貳百両貸ス」(日記)とあるように、幕末期にはいと本家の資金回転も苦しくなってきたと考えられる。

(33) 「家務諸規則」(明治八年)、「拜命書并諸課役名録」(明治十二年)

(34) ここでは明治初年における三都商業資本の地方への進出(松本四郎「幕末・維新时期における経済的集中の史的過程」、『歴史学研究』三二九号、一九六七年)、とくに福山地方における島田組の進出とその破産を念頭に置いている。

(35) はじめに述べた「我家ニ連及ス家門ノ安危実ニ測ル可ラザル」という状態は、まさにこのことを象徴している。

(36) 天保期以降とくに商品取引資本が衰退しているのは、延藤家だけではなく、本文でも示したように他の商品取引資本にも妥当すると考える。これは在町の行きつまりによるものと筆者は考えるが、その具体相や原因については、

本稿ではふれえなかった。この点については今後の課題としておきたい。

〔付記〕

本稿は、広島県「府中市史」(代表有元正雄)における共同研究の成果の一部である。なお府中市の高橋孝二・延藤重一郎両氏には格別の御配慮をいただいた。末尾となったが記して深謝したい。

The Formation and Development of the *Gosho* in
Zai-machi in the Late Edo period : A Case Study of
the Nobuto Family in *Fuchu, Bingo*.

TOMIHIRO NAKAYAMA

This report is a study of the early commercial capital of the *Nobuto* Family which developed in "*Zai-machi Fuchu-ichi*" in *Fukuyama-Han* in the latter half of the early modern period. Considering the accumulation base and stages of *Nobuto's* early commercial capital from the side of the business dealing and money lending capital, we may conclude as follows.

From the *Horeki* period (1751-1763) to the first year of *Bunka* (1804-1807) they mainly dealt with rice and cotton, etc., and ran moneylending for influential merchants. Then between the first year of *Bunka* and the first year of *Bunsei* (1818-1822) they commenced to run moneylending for the feudal lord. From the *Tempo* Era (1830-1844) their capital of moneylending increased and their total capital increased considerably, but their dealing capital decreased. This decrease of the dealing capital was caused by the fluctuations of the market structure, and after this they ran moneylending capital mainly.

In the *Meiji* Restoration period (1860-1870) the moneylending capital began to trend down and the growth of the total capital stagnated. Moreover, the total capital began to decrease. This is because they didn't moneylend to the small-scale peasants and the small-scale merchants for accumulating the capital, but limited the moneylending to their branch families and influential merchants. Here we can find the unstability of the business of *Nobuto* in the closing years of the *Tokugawa* regime. Against this background there seems to have been the deadlock of the structure of *Zaimachi*.